

議案第64号

ひたちなか市市税条例の一部改正について

令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布されたことに伴い、ひたちなか市市税条例の一部を改正いたします。主な改正につきましては、次のとおりです。

主な改正点

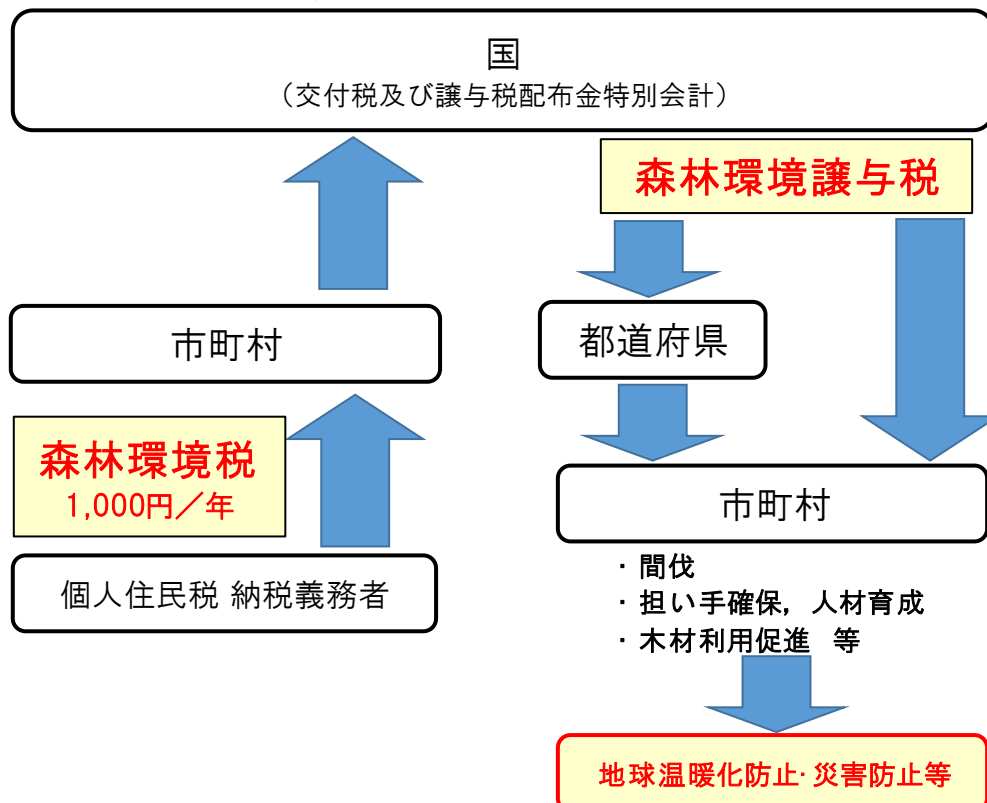
個人住民税

○森林環境税（国税）の導入に伴う対応

森林環境税は、国民一人一人の均等な負担により、地球温暖化防止や災害防止等の役割を担う森林の維持・増進を図ることを目的に、森林環境譲与税と合わせて創設されました。令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税ですが、「個人住民税 均等割」と併せて納税義務者一人につき年額1,000円を市町村が賦課徴収します。

その税収のすべては、国から森林環境譲与税として都道府県・市町村へ配分され、間伐や林業の担い手確保・人材育成、木材利用の促進など「森林整備の促進に関する施策」に充てることとされています。（下図参照）

【 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み 】



【 個人住民税 均等割について 】

住民税は、均等割と所得割の2つから構成されています。

そのうち均等割は、一定の所得がある方が定額で一律に課税されるもので、年税額は6,000円です。下記に示す通り、令和5年度で復興特別税が終了となることから、森林環境税を徴収することによる令和6年度からの均等割の合計税額に変更はありません。

令和5年度の住民税均等割額			令和6年度からの住民税均等割額		
合計 6,000円/年			合計 6,000円/年		
地方税	復興特別税	1,000円/年 (県500円 市500円)	国 税	森林環境税	1,000円/年
県 税	森林湖沼環境税	1,000円/年	県 税	森林湖沼環境税	1,000円/年
個 人 住 民 税	県民税	1,000円/年	個 人 住 民 税	県民税	1,000円/年
	市民税	3,000円/年		市民税	3,000円/年

※ 復興特別税は令和5年度で終了

- ・ 市税条例改正箇所：第34条の9第2項、第38条第1項・第3項、第41条第44条第1項～第3項・第5項・第6項、第47条第1項・第2項、第47条の2第1項・第2項、第47条の6第1項・第2項
- ・ 施行日：令和6年1月1日

軽自動車税

○特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の創設に伴う対応

近年、移動手段の多様化に伴い、電動車いすやシニアカー、電動キックボード、立乗式電動スクーターなど「新たなモビリティ」の開発・利用が進んでいるところです。

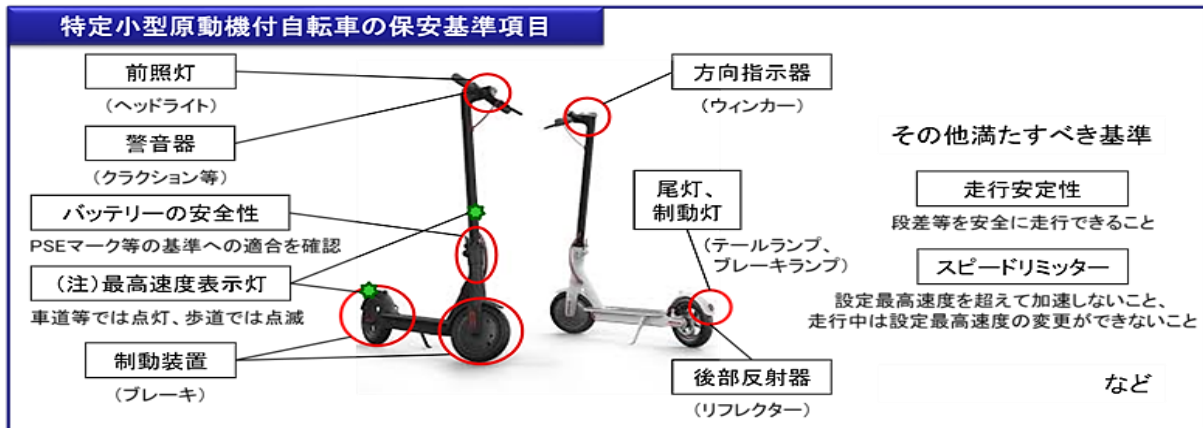
このうち、電動キックボード等については、現在の道路交通法において「原動機付自転車」に区分されていることから、免許が必要であるなど手軽に利用するには難しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、令和4年4月に道路交通法が改正され、一定の条件を満たす電動キックボード等については、「原動機付自転車」の区分から新たに創設された「特定小型原動機付自転車」に変更となり、適用される規制が一部緩和されました。(令和5年7月1日施行)

この道路交通法の改正に合わせ、軽自動車税種別割に係る規定を整備するとともに、課税標識（ナンバープレート）については、走行時の安全性を考慮して小型化します。

【 道路交通法における電動キックボード等の取扱い(改正概要) 】

	改正前	改正後 令和5年7月1日以降
区分	原動機付自転車	特定小型原動機付自転車 (※最高速度20km以下で一定の条件を満たす車種)
免許	必要	不要 (※16歳未満は乗車不可)
課税標識 (ナンバープレート)	必要	必要
走行可能な道路	車道のみ	・ 車道 ・ 自転車道 ・ 自転車通行可能な 歩道 (※最高速度6km以下)
ヘルメット着用	必要	努力義務



【 特定小型原動機付自転車に係る税率と課税標識 】

①特定小型原動機付自転車の税率

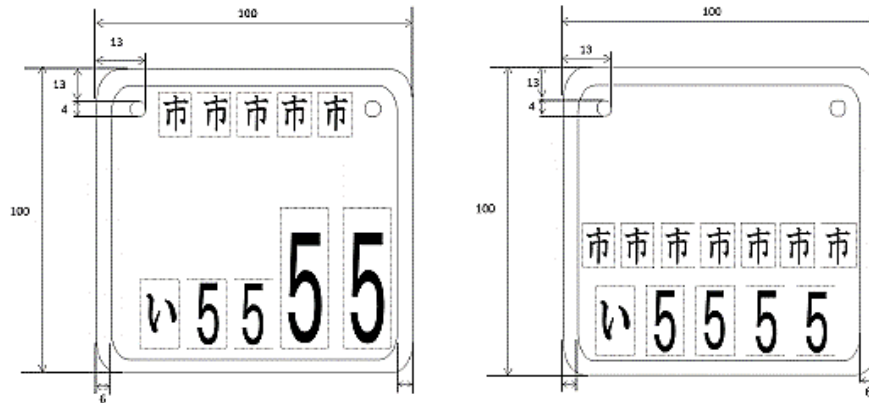
特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割は、税率2,000円となります。

これは、原動機付自転車で総排気量0.05リットル(50cc)以下のもの又は出力が0.6キロワット以下のものと同じ取り扱いとなります。

	車種	税率	課税標識の色
1	50cc以下(総排気量0.05L又は出力0.6kw以下) 特定小型原動機付自転車【電動キックボード】 (出力0.6kw以下、長さ1.9m幅0.6m以下、最高速度20km/時以下)	2,000円	白色
2	50cc超~90cc以下(総排気量0.09L又は出力0.8kw以下)	2,000円	黄色
3	90cc超~125cc以下(総排気量0.125L以下又は出力が1.0kw以下)	2,400円	桃色
4	ミニカー(3輪以上のもので、総排気量0.05L又は出力0.6kw以下)	3,700円	水色

②特定小型原動機付自転車の課税標識

課税標識（ナンバープレート）については、走行時の安全性を確保するため、全国的な標準様式として縦10cm横10cmの標識を配布します。



(ナンバープレートイメージ)

- ・市税条例改正箇所：第82条第1号エ
- ・施行日：令和5年7月1日

令和5年6月26日

総務生活委員会

令和5年6月定例会 文化会館屋上防水・外壁改修工事請負変更契約に関する工事費内訳

(単位：円)

費 目		変 更 前	変 更 後	差 引
契約金額 (税込)		321,145,000	330,154,000	9,009,000
設計金額 (税込)	c+d	321,937,000	330,979,000	9,042,000
直接工事費	a	250,096,424	256,450,146	6,353,722
諸経費	b	42,573,576	44,439,854	1,866,278
工事価格	a+b=c	292,670,000	300,890,000	8,220,000
消費税	c*10%=d	29,267,000	30,089,000	822,000
変更増減額	c*請負比率=e 端数処理			※1 8,190,000
消費税	e*10%=f			819,000

※1 直接工事費と諸経費の差引分(C)に、請負比率（落札率）0.997540を乗じて算出しています。

市報の配布・閲覧状況について

▼配布・電子データの閲覧等

配布・閲覧方法	配布・閲覧数	備考
自治会を通じた配布	約 41,000 部	
市内公共施設、金融機関等への配置	約 2,500 部	設置数は 3,480 部
市役所 1F への配置	約 1,000 部	
市 HP での閲覧	約 3,500PV/号	PDF ファイル(電子データ)
カタログポケットでの閲覧	約 3,500PV/号	電子書籍
いばらき e ブックス	不明	電子書籍 (データ収集に要予算)
合計	約 51,500	

※PV (プレビュー) : 閲覧数

▼発行周知 (発行日にお知らせ)



配布・閲覧方法	配布・閲覧数	備考
LINE	約 21,500 人	5 月末現在
Twitter	約 13,000 人	5 月末現在
合計	約 34,500 人	

※市報発行のお知らせとともに、パソコン・スマートフォン等から市報電子書籍を閲覧できるリンクをお知らせする。

枝川災害避難所の強化拡充に関する請願



紹介議員

清水	立雄	
三瓶	武	
雨澤	正	
弓削	仁一	

枝川災害避難所の強化拡充に関する請願

【請願趣旨】

いよいよ台風の季節を迎えようとしています。

絶えず、枝川の多くの住民はあの平成27年9月の常総水害による堤防決壊の恐怖を胸に抱いているのです。すさまじいシーンが忘れられないのです。

残念ながら、那珂川の六所地点は鬼怒川の構図と類似しています。鋭角に曲がる流れの部分が「六所が淵」と称され、非常に危険とされています。

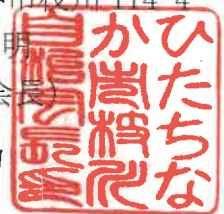
まず、万全を期すためには、避難所の充実強化を図らなければなりません。現在の避難場所は、枝川で一番高い地形の上に存在しています。しかし、避難する場所としては、余りにも狭く尚且つ災害時に活用する土のう袋は小さく現在は腐った状態で保管されています。

災害時の現地対策本部などが設置でき、特大のトン袋の設置、井戸の新設、駐車スペースも取れるなど、機能避難所の実現こそ、防災の要諦であると信じています。

以上の状況をご賢察の上、災害避難所強化拡充に向け取り組んでいただきたく連名簿を添えて請願いたします。

2023年 6月 1日

請願者（代表）住所 ひたちなか市枝川114-4
氏名 川又 清明
(枝川自治会長)
ほか621名



ひたちなか市議会議長

大谷 隆 殿

石川町プールの廃止について

市民生活部 スポーツ振興課



石川町プールの状況

- ◆昭和39年3月の竣工から60年経過
- ◆管理棟の柱や内外壁, プールサイドの亀裂や損傷
- ◆プール槽の漏水, など



老朽化の進展

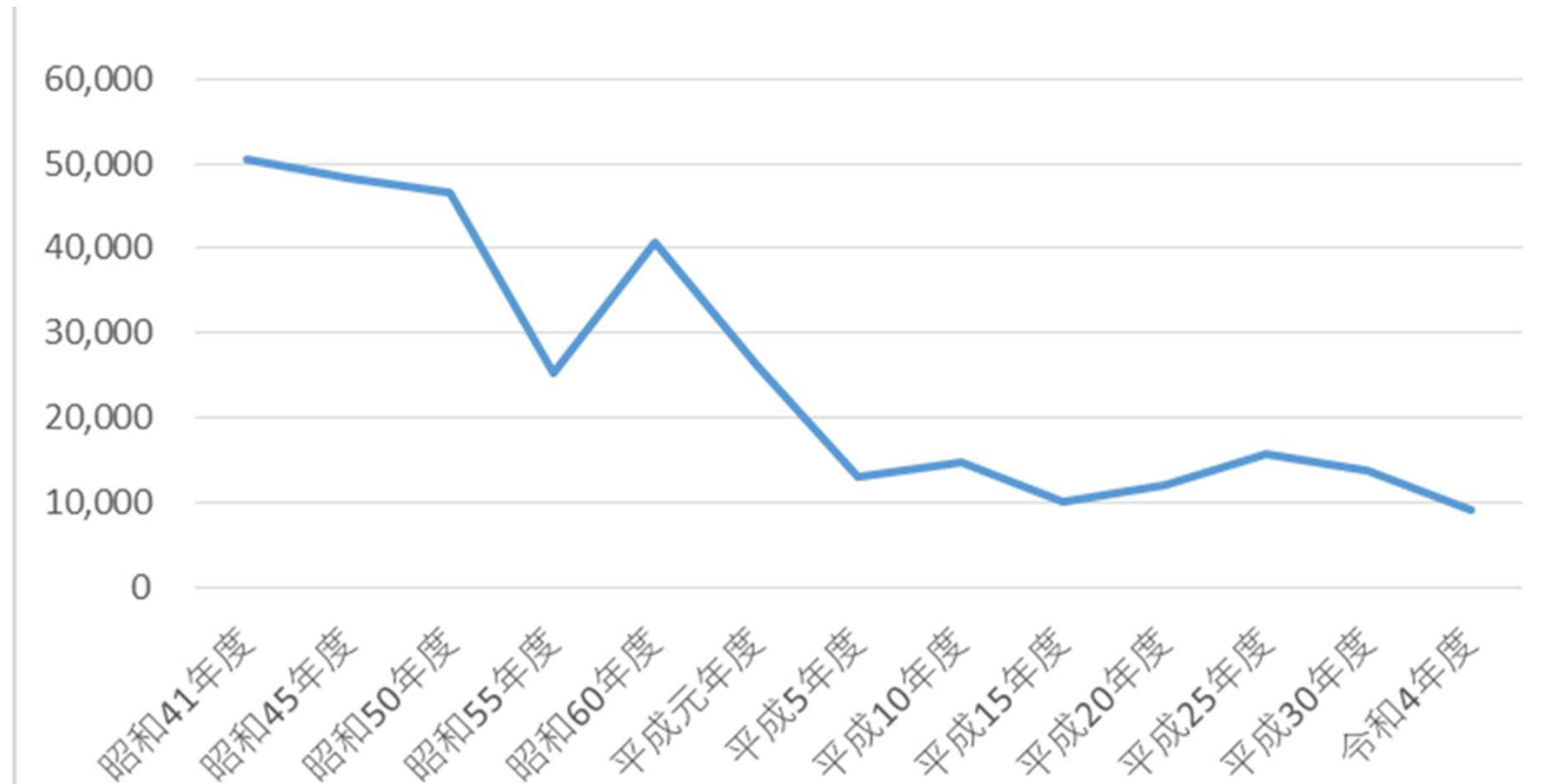
- ◆施設を安全に運営するための維持管理費が嵩んでいる



石川町プールの 使用料収入と維持管理費

	使用料収入	維持管理費 合計 (A+B)	施設維持(A)				事業運営(B)			備考
			修繕費	光熱費	委託料	賃借料	人件費	消耗品費	諸経費	
H27	1,080,600	47,132,348	32,543,154	4,937,996	402,175	80,900	6,694,774	1,345,254	1,128,095	石川町プール塗装改修工事 石川町プール側溝改修工事 市営プール循環装置機器等修繕
H28	1,027,680	14,386,409	64,692	5,264,920	362,833	80,900	6,942,861	898,334	771,869	
H29	902,420	15,622,418	393,871	5,873,253	458,184	80,900	7,141,136	919,073	756,001	
H30	1,190,040	26,377,749	9,738,220	7,678,686	528,972	80,900	6,977,907	753,128	619,937	石川町プールブロック塀改修工事
R1	984,780	16,857,107	591,189	6,197,462	540,459	80,900	7,254,326	1,388,484	804,287	
R2	-	4,331,331	728,778	871,776	218,578	28,172	1,540,777	146,291	796,959	※コロナにより中止
R3	1,083,000	15,844,418	528,462	6,282,742	530,956	105,521	6,780,181	903,852	712,704	

石川町プールの利用者数の推移



	昭和41年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和4年度
石川町プール	50,579	48,222	46,707	25,292	40,778	26,306	13,027	14,793	10,281	12,034	15,763	13,888	9,090

体育施設のあり方について審議

- ◆ひたちなか市スポーツ推進審議会において審議
(令和3年度, 4年度の2か年)
- ◆スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化
ガイドライン」を参照し評価
- ◆評価項目
建築年数, 構造安全性, 屋外施設の健全度,
稼働率, 利用者数, 維持管理費など

体育施設のあり方の評価結果

- ◆石川町プールは、
施設の集約化や複合化、転用又は廃止等の検討を行う
「総量コントロール」として位置付け



- ・当面、施設を従来通り開設しながら、
今後10年間の前期5年で集約化、廃止等を検討

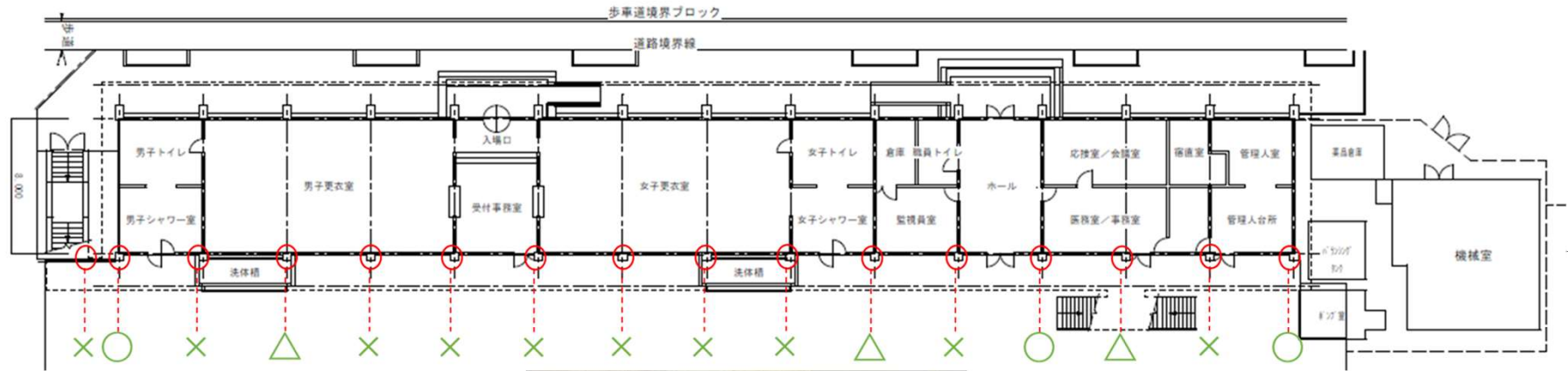
石川町プールの 建築基準法第12条点検の結果

- ◆3年毎に点検実施が定められている
- ◆令和5年3月に実施した点検の結果



- ・建物躯体に、ひび割れが多く見られる。
- ・特に、管理棟躯体のせん断クラックの状況から、大きな地震に耐えられる状況ではない旨の指摘を受けた。

施設の状況



管理棟東側柱	全 16 本
○	損傷無し 3 本
△	損傷軽度 3 本
×	損傷あり 10 本



石川町プールの開設の判断

◆ 施設の老朽化 + 総量コントロール + 12条点検の指摘



◆ 「利用者の安全を第一」に考える必要がある

・ 管理棟を使用した通常通りの開設はできないと判断



◆ 施設の改修には、多額の費用が必要となる

・ 改修は厳しい状況

石川町プールの方針

◆石川町プールは、今夏をもって「廃止」する方針。

- ・歴史を重ね、市民に愛されてきた施設
- ・思い入れのある市民も多い



・管理棟を使用せず、安全を確保し、仮設出入口により、「ありがとう石川町プール」の意を込めて、最後の開設

廃止に向けたスケジュール

- ◆6月庁議「石川町プールの廃止案」について審議・庁議決定
- ◆市長決裁(5/24)により、「石川町プールの廃止案」決定
- ◆6月定例会総務生活委員会において
「石川町プールの廃止について」説明
- ◆市報6月25日号, ホームページにより, 「市民プール開設のお知らせ」と「石川町プールは, 今夏で廃止」について, 市民に周知
- ◆9月定例会「市営プール設置及び管理条例」改正の議案提出
- ◆空き家対策総合支援事業補助金を活用し, 令和7年度に解体予定

今後の市民プールのあり方について

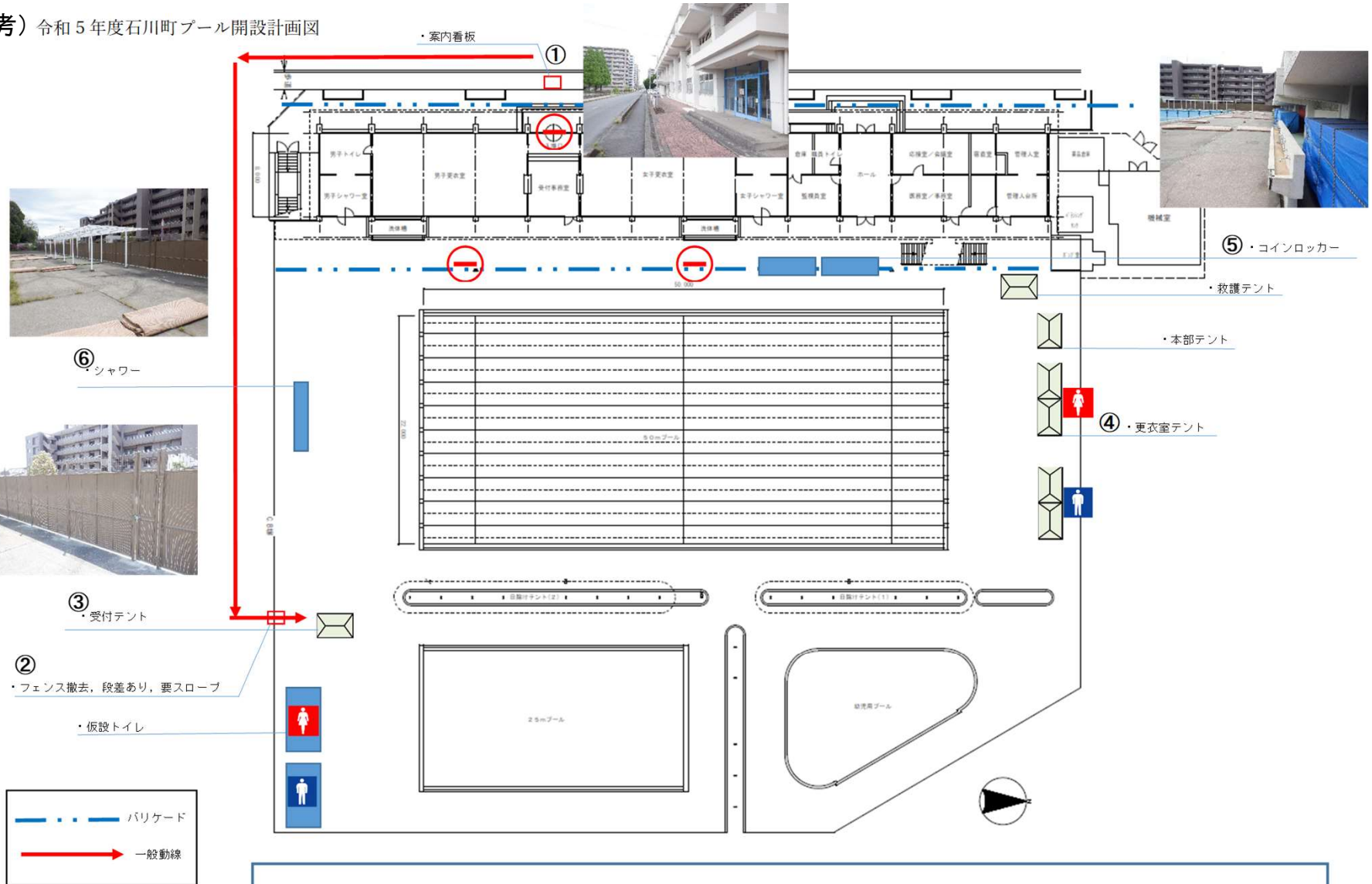
- ◆全体的な市民プールのあり方については、まだ方針は定まっていない。
- ◆当面、佐野・馬渡・枝川プールの利用、また、民間プール、県営笠松プール、近隣市町村の広域利用を促す。
- ◆今後、3つのプールについても検討していくため、市民プールのあり方の方針を示して取り組んで行く。

(参考)今夏の開設方法

「ありがとう 石川町プール」として、

- ◆開設期間 7月21日(金)～8月13日(日)の21日間
(通常は, 7月1日～8月31日)
 - ◆開設時間 9:00～16:00 (通常は, 9:00～17:00)
 - ◆管理棟は使用しない, 仮設の出入り口を設置
 - ◆仮設テント更衣室, 仮設トイレ, 仮設シャワーを設置
 - ◆利用者の動線は, 開設計画図のとおり
- ※佐野, 馬渡, 枝川プールは, 例年通り開設

(参考) 令和5年度石川町プール開設計画図



・駐輪場をコーンで設置

東石川第4公園

令和5年6月28日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

総務生活委員会

委員長 鈴木 道 生

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について